

# 刑事裁判修習の現状と展望

## 刑事裁判教官室

### 第1 はじめに

司法研修所における刑事裁判修習は、刑事裁判官の養成を直接の目的とするものではなく、我が国の法曹養成制度の一環として、将来、法曹三者のいずれかになろうとする司法修習生を対象として行うものである。したがって、刑事第一審公判手続を中心に刑事裁判実務についての基礎的な知識・技能を修得させること、なかんずく、刑事訴訟手続の流れや事実認定及び判決書作成の基本を理解させ、訴訟運営の重要性を認識させることに主眼が置かれている。これは司法研修所発足以来一貫してとられてきた立場であり、平成8年3月、司法修習生指導要綱が昭和29年の制定以来42年ぶりに改正されたが、この立場は全く変わっていない。また、刑事裁判修習が、専門家としての基礎的、初歩的な知識・技能を修得させるのみでなく、法曹が対象とするところの事件の当事者、関係者として登場してくる人間そのものに対する深い理解と洞察力を培うことにより、人間味にあふれた法曹を育成するという基本理念に基づいて行われていることを申し添えておきたい。

### 第2 刑事裁判修習の現状

平成6年4月、司法研修所が文京区湯島から新営なった埼玉県和光市の新庁舎に移転し、また、司法修習生の人数が700人台に増加したことに伴い、当教官室では従前のカリキュラムの大幅な見直しを行った。主なものを紹介すると、その一つは、従前使用していた「刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」に基づいて制作したビデオを、新庁舎での最新の視聴覚機材の導入に併せ、新しく作り直した。新しいビデオは、教官総出演の手作りの作品であるが、新たに専門の業者に撮影や編集を依頼して、ナレーションを入れ、

図表等を使って手続の説明を加えているほか、事前準備や裁判官室での合議の様子も収めたもので、各教室に設置されたビデオ装置でこれを再生して、刑事第一審公判手続の講義を行っている。その二つは、新たに作られた法廷教室を使用して、修習生自らが実際と同様に刑事裁判手続における各当事者を演じてみる「刑事トライアルセミナー」と称するロールプレイング型のカリキュラムを設けたことである。その三つは、従来実施していた教官による起案講評に加えて、起案日の翌日、修習生に司会と進行を委ねて討論を行わせる方法の授業で、いわゆる討論型・参加型のカリキュラムを導入したことである。これらは、いずれも各種AV機器等最新の設備が整った新しい研修所ならではのカリキュラムであり、修習生からも、通常の講義やセミナーとは異なり、具体的に映像を見ることで理解が容易となり、また、自主的積極的な思考方法を養うことができ、議論の方法を身に付けることができるとして評価を得ている。これらのカリキュラムは、10年前に当教官室が司法研修所創立40周年に当たり、将来の展望としてその導入を描いていたものの一部であるが、新営なった司法研修所でその実現を見ることができた。

刑事裁判修習は、司法研修所における前期修習（4か月）、配属庁会における実務修習（1年4か月）及び司法研修所における後期修習（4か月）の三つの期間にわたって行われることは他の科目と同様である。以下、前記各期間における刑事裁判修習の現状の概略を紹介する。

## 1 前期修習

前期修習の主眼は、刑事裁判実務について全く知識のない修習生に対し、これに関する基礎的な事項を理解させるとともに、事実認定に関する基本的な考え方を身に付けさせることにあり、4か月後に行われる実務修習の準備教育として位置づけることができる。

以下に紹介するのは、第51期司法修習生に対するものを中心とした、過去2、3年間に実施された前期修習のカリキュラムの概要である。

### (1) 講義（4回・計4単位）

各クラス単位で担当教官が行うものである。第1回は、我が国の裁判

制度、刑事裁判一般及び刑事訴訟記録について、第2回は、前述した「刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」に基づいて制作したビデオを利用して刑事第一審公判手続の流れを中心とした説明を行っている。修習生は、このビデオの視聴により刑事裁判手続を具体的なイメージとして理解することができる。ちなみに、第49期までは、前期修習が始まって間もない時期に、東京地裁刑事部の協力を得て、東京地裁合議部の法廷傍聴を行っていたが、修習生の人数が700人台になったこと及び新たなビデオが完成したこと等から、従来実施していた法廷傍聴を取りやめることとした。前述したビデオの視聴は、これに代わるカリキュラムとしての意義をもつものである。また、第3回は、「刑事判決書起案の手引」に基づき、判決書作成の意義及び判決書の構造等について、理論的根拠を示しながら、判決書作成の一般的な指導をしている。第4回は、前期修習の最後の講義であり、少年審判に関する講義の外、実務修習に臨むに当たっての心構えを説明している。

(2) 判決起案及び討論・講評（3回・計18.5単位）

判決起案は、いずれも刑事修習記録に基づき判決書を作成させている。刑事修習記録は、実際に生じた事件の中から、事実認定上及び法律上の問題点を含む修習に適したものを選別し、教官室で合議を重ね、内容を整理して作成したものである。現在までに作成された刑事修習記録の数は264号の多数に及んでいるが、古い記録は順次廃棄するので、毎年数件新しい記録を作成して補充している。

起案の方法は、第1回起案は自宅起案、第2回及び第3回起案は即日起案である。第1回起案は、殺意の有無と正当防衛の成否が問題となる殺人被告事件の修習記録を使用して、起案をA、Bの二つに分けて行っている。起案Aにおいては、有罪の心証を得た場合には罪となるべき事実と心証形成上の理由を起案させ、起案日の翌日、修習生の記憶が鮮明なうちに、証拠の評価と事実認定について、教官の司会により修習生に討論を行わせ、事実認定の手法を指導し、更に1週間後、教官が起案を

添削批評した上、講評を行っている。また、起案Bにおいては、前に行った事実認定に関する討論・講評を前提として、判決全文（ただし、事実認定の補足説明と量刑の理由を除く。）を起案させ、判決書の作成方法及び記録に現れた法律上の問題点について解説しながら、講評を行っている。

なお、第1回起案においては、事実認定に関する参考資料及び主要犯罪に関する最新の司法統計年報の一部を量刑資料として配布している。

第2回起案においては、放火行為の有無（犯人性）及び建物の現住性が問題となる現住建造物等放火被告事件の修習記録に基づき、判決書の一部（主文。有罪と判断した場合には罪となるべき事実、法令の適用等及び事実認定上の問題点。また、無罪と判断した場合には事実認定上の問題点。）を起案させ、起案日の翌日、修習生の司会・進行により事実認定上の問題点を中心に討論を行い、引き続き、前記討論を踏まえて教官が講評を行い、更に後日、教官が起案を添削批評した上、罪となるべき事実の記載の仕方や法令の適用等判決書の作成に当たり留意すべき事項を中心に講評を行っている。

第3回起案においては、情況証拠による窃盗事犯の認定が問題となる窃盗被告事件の修習記録に基づき、第2回起案と同様の要領で起案させ、教官が起案を添削批評した上、証拠の評価、事実認定を中心に判決書の作成方法について講評を行っている。

前に述べた判決起案と講評の方法による修習は、刑事裁判修習の中核をなすものであり、司法研修所においては全科目について行われている伝統的な教育手法である。修習生は、与えられた記録と取り組んで判決起案を作成し、記憶が鮮明なうちに討論に参加するとともに教官の講評を聞き、更に個別に添削指導を受けた上、再度、教官の講評を聞くことにより、刑事裁判における事実認定の手法を学び、裁判官の心証形成がどのようにして行われるかを主体的に会得することができる。また、起案を通じて文章作成能力を養うとともに、その後行われる討論を通じて

自己の意見を的確かつ説得力をもって表現する方法を学び、他人の意見に耳を傾けることの重要性を理解することができる。これらは法曹として必須の資質を培うものである。とりわけ、第1回及び第2回の判決起案提出後直ちに行う討論と講評は、前述したように修習生の人数が700人台になったことに伴い、修習生自身の自主的積極的な修習意欲を喚起する目的をもって取り入れた教育手法であり、起案日の翌日、修習生の記憶が鮮明なうちに議論を行うので、修習生全員が討論に参加して活発な議論が展開され、主体的に授業に取り組むことができ、理解が深まるとして修習生の評判もよく、教育効果を上げている。

(3) 問題起案 (1回・1単位)

即日起案の方式で行う適条演習である。判決の主文、罪となるべき事実及び累犯前科等を記載したプリントに基づいて文章体による法令の適用を起案させ、即日、教官が講評を行うものである。

(4) 問題研究 (3回・計4.5単位)

第1回は、証拠法に関する具体的な問題をあらかじめ配布して、修習生に研究させて授業に臨ませるもので、検察官面前調書、自白調書及び証拠物等について証拠等関係カード上の記載の意味を理解させ、証拠法の基本問題を解説しつつ、討論・研究を行っている。

第2回は、過失の認定に関するもので、業務上過失致死被告事件について、複数の落ち度が認められる自動車運転行為について、どのような過失が認定できるか、そして、その過失を前提にすると、どのような罪となるべき事実となるのかを事前に書面に書かせた上、討論・研究を行っている。

第3回は、令状実務に関するもので、あらかじめ傷害被疑事件の修習記録を配布して検討させ、その資料に基づき勾留請求があったものとして、その結果をアンケート方式で提出させ、勾留請求手続の適法性、勾留の理由と必要性の有無を中心に、クラスを二班に分けた上、討論・研究を行い、併せて、教官が令状記録の的確な読み方、ポイントの押さえ

方、心証のとり方及び判断の仕方等について実務的な指導を行っている。

これらの問題研究は、いずれも刑法あるいは刑事訴訟法上の問題点について、大学の授業及び司法試験受験のレベルよりも掘り下げ、実務の見地に立って、その理論的根拠を学ばせるものであり、修習生は自己の刑事法に関する知識と実務との大きな落差に気付かされることになる。

(5) 刑事共通科目

ア 交互尋問の研究(2単位)

刑事裁判、検察、刑事弁護の三教官の立会指導の下、被告人が被害者に暴行を働いた事実はない旨主張している強盗致傷被告事件を題材として、事件の被害者の証人尋問という設定で実施している。各クラス単位で、修習生の中から裁判官、検察官、弁護人、被告人、証人等のスタッフを選出し、用意された記録に基づいて証人尋問を行い、不相当な尋問に対しては適宜異議を申し立てるという方法によって行い、これについて討論するとともに、三教官が全般にわたって講評した上、異議申立て及びこれに対する裁定の当否、条文上の根拠等について解説している。

いわゆるロールプレイング型のカリキュラムの一つであり、それぞれの役割を担当した修習生は自ら訴訟行為をすることによって、証人尋問における質問の方法や異議の出し方等交互尋問における問題点を実践的に理解することができ、また、傍聴人役の修習生も、三教官のそれぞれの立場からのコメントを聞くことにより、問題点を立体的に理解することができる。

イ 刑務所見学(一般教養科目3単位)

各クラス単位で、検察教官(一部の見学先については刑事裁判教官)が同行して、府中刑務所、八王子医療刑務所、横浜刑務所、千葉刑務所、市原刑務所又は川越少年刑務所を見学させ、矯正施設の現場、施設の抱える問題等についての理解を得させている。

なお、女性修習生は、クラスごとに二班に分けて、栃木刑務所又は

愛光女子学園を見学させている。

(6) 刑事裁判教官室担当セミナー

ア 刑事訴訟法セミナー（全7回のうち刑事裁判教官担当は3回）

修習生のうち司法試験において刑事訴訟法を受験しなかった者を対象に、クラスごとに教官が公判手続、訴因、証拠等刑事訴訟法の基本問題を取り上げ、実務的な観点から修習に資する補講を行っている。

イ 刑事トライアルセミナー（6回）

法廷教室を使用し、比較的簡単な詐欺被告事件（タクシーの無賃乗車）を題材とした記録に基づき、裁判長は教官が、その他の訴訟関係人は修習生15人がそれぞれ担当して（陪席裁判官2人、検察官及び弁護士各5人、被告人、証人及び連絡委員各1人。このほか、当セミナーの受講を申し込まなかった修習生にも傍聴人として修習の機会を与えている。）、模擬法廷を実施し、公判手続・訴訟活動の實際を学ばせ、模擬法廷終了後、直ちに裁判長役の教官が講評を実施し、刑事裁判手続の基礎的知識及び訴訟技術の修得を徹底させている。

これも、いわゆるロールプレイング型のカリキュラムの一つであるが、前述した交互尋問とは異なり、あらかじめ配布された記録に基づくシナリオに沿って行われる。修習生にとっては、刑事第一審公判手続の流れを全体として体験することができ、毎年希望者が多く、修習生に好評を得ているカリキュラムの一つである。このセミナーは、1回2法廷で、合計6回12法廷で実施している。

ウ 刑事法学セミナー（1回）

前田雅英氏（東京都立大学法学部教授）を講師として、過失犯論を題材に、事前に修習生にアンケートを実施した上、学説の状況、判例・実務との相違点とその原因、更に学説と実務との間の相互啓発の可能性等について講義が行われた。

エ 供述心理（2回）

石丸俊彦氏（元東京高裁判事、弁護士）を講師として、具体的事例

を豊富に交えて、供述証拠に関する問題点について講義が行われた。

オ 精神医学 (2回)

風祭元氏 (東京都立松沢病院長) を講師として、精神医学と精神鑑定の基礎的知識について、具体的事例を紹介しながら、講義が行われた。

カ 外国法セミナーのうち刑事裁判に関係あるもの

(ア) 英米刑事法 (3回)

龍華聡之氏 (東京地裁判事) 及び西田時弘氏 (最高裁判事局付) を講師として、アメリカ及びイギリスの刑事手続の流れと基礎的事項について、講義とビデオの視聴及びその解説が行われた。

(イ) ドイツ刑事法 (3回)

川出敏裕氏 (東京大学大学院法学政治学研究科助教授) を講師として、ドイツの刑事司法制度、立法手続等について講義が行われた。

キ OAセミナー (各2回)

(ア) 初級コース

OA教室において、専門のインストラクターの指導の下、パソコンの初心者を対象として、ワープロソフトによる文書作成操作を修得させている。

(イ) 中級コース

前同様、インストラクターの指導の下、パソコンの基礎知識のある者を対象として、ウィンドウズ95の基本的操作、複数のアプリケーションソフトの起動・切替え等を修得させている。

2 実務修習

前期修習が終了すると、修習生は、全国50か所の各配属地に分散して実務修習に入る。平成6年4月採用の第48期生の人数が700名を超えたことから、全国の地裁本庁すべてに修習生が配属されることになった。

実務修習は、各配属庁会において、指導担当者の指導の下、生きた事件の処理を通じて、実際の訴訟手続の運営を体得するものである。刑事裁判



の実務修習期間は約4か月間である。この期間、修習生は各地方裁判所の刑事部に配属され、主としてその部の裁判官の下で修習する。修習生は、配属部の裁判官が主宰する法廷で公判を傍聴し、裁判官の訴訟指揮や証拠調べを実際に見聞し、刑事第一審公判手続の流れについて理解を深めるとともに、刑事裁判における実体形成を自ら体験しつつ、事実認定の手法を修得する。合議事件については、合議に参加し、場合によっては主任裁判官の立場で合議メモを作成することもある。また、単独事件については、事実認定や法律上の問題点、量刑について裁判官と意見を交わし、刑事裁判の実際について理解を深める。さらに、実際に判決書の草稿を起案し、これについて裁判官から添削指導を受けることにより、判決書作成を实地に学ぶことができる（最近の修習生の平均的な起案の件数は10件程度である。）。以上のような公判傍聴、判決起案以外にも、例えば、令状関係の事務について、裁判官が行う勾留質問や保釈の面接などを傍聴して指導を受けたり、また、訴訟関係人との事前打合せや期日間準備に立ち会うなどして、公判廷外での裁判官の職務にも触れる機会が与えられている。さらに、配属庁によっては、書記官室において書記官事務の一端を見聞したり、大規模庁では特別部での修習や高等裁判所における刑事法廷の傍聴も実施している。

こうして、実務修習中、修習生は、公判傍聴や判決起案のみならず、刑事裁判実務の全般について、裁判官から指導を受けるとともに、その仕事を間近に見る機会を与えられ、刑事裁判官の心構えをはじめ、その喜びや苦しみなどを学ぶことができる。また、裁判官だけでなく、書記官、速記官及び事務官等、裁判官と協働して刑事裁判を支えている裁判所の人々との接触も実務修習において初めて体験できることである。

修習生は、配属部で以上のような指導を受けるほか、配属庁ごとにあらかじめ作成された修習生の指導計画に基づき、講義（書記官事務など、より実務的な内容のもの）、問題研究（刑事公判や証拠法に関する問題など）、模擬裁判、講演、座談会及び各種施設や工場等の見学などいわゆる合同修

習の機会も与えられている。特に、模擬裁判は、模擬裁判記録に基づいて、実際の法廷を使用し、法服を着用して修習生自らが各当事者を実演するので、実務修習の成果を試す貴重な機会であり、配属庁によっては検察庁や弁護士会と合同で実施することもある。

また、刑事裁判の実務修習期間中、修習生は原則として20日間、家庭裁判所で修習を行う。家庭裁判所においても、修習生は少年事件の審判や家事事件の調停を傍聴したり、決定書や審判書を起案し、裁判官や家庭裁判所調査官等の指導を受ける。修習生にとって、比較的なじみの薄い少年事件や家事事件の実情を知るとともに家庭裁判所の役割を知る機会でもある。

配属庁で行われる刑事裁判の指導は、基本的には「司法修習生指導要綱」（平成8年3月25日 地家裁所長、検事正及び弁護士会長宛司法研修所長通知）に従って行われており、さらに、司法研修所が毎年開催する各配属庁会の指導担当者協議会において修習指導の方策について協議がなされ、これに基づき各庁の実状に合わせた修習指導の工夫がなされているので、指導方法については全国レベルで見てもほとんど差がないと言ってよい。

### 3 後期修習

実務修習を終えた修習生は、1年4か月ぶりに再び司法研修所に戻り、後期修習に臨む。後期修習は、修習地の違いによる修習の不均衡を是正するとともに、修習の総仕上げをするものである。

以下に紹介するものは、第49期司法修習生に対するものを中心とした、過去2、3年間に実施された後期修習のカリキュラムの概要である。

#### (1) 講義（1回・1単位）

前期と同様に各クラス単位で担当教官が行っている。後期における刑事裁判修習のカリキュラムについてガイダンスを行った後、修習生が実務修習中に経験した事件、体験した出来事等に基づき、刑事裁判の実際の運営について、質疑応答、意見交換を行っている。

#### (2) 判決起案及び討論・講評（1回・5単位）

共謀共同正犯の成否が問題となる覚せい剤取締法違反被告事件の修習

記録に基づき、判決主文、罪となるべき事実、法令の適用及び事実認定上の問題点等を即日起案の方式により実施し、起案日の翌日、教官の司会により事実認定上の問題点について討論を行い、その後、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

(3) 問題起案及び討論・講評（2回・計10単位）

いずれも即日起案の方式により行っている。第1回は、共謀の有無及び強盗の犯意発生時期が問題となる強盗致傷被告事件の修習記録に基づき、前述した判決起案と同様の要領で起案させ、起案日の翌日、クラスを二班に分けて、修習生の司会・進行により討論を行い、その後、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

第2回は、火災の出火原因及び被告人の捜査段階での供述の信用性が問題となる現住建造物等放火被告事件の修習記録に基づき、第1回と同様の要領で起案させ、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

後期修習で実施される判決起案や問題起案を見ると、実務修習にまじめに取り組んだ修習生は、前期に比べて長足の進歩を遂げており、修習生間の実力の差が歴然と現れていることが分かる。

(4) 問題研究（3回・計5.5単位）

第1回は、事前準備等に関する事例問題をあらかじめ配布して、自宅で当該事例における問題点を書面に記載させた上、提出させ、それに基づいて事前準備の手續、運用等について研究を行っている。第2回は、伝聞証拠に関する事例問題をあらかじめ配布し、当該事例の問題点を指摘させた上、証拠の採否とそれに対する異議の取扱いについて討論・研究を行っている。第3回は、量刑に関する基礎的知識と実務の現状を理解させるため、適宜分類した各種の量刑事情をあらかじめ修習生に提示し、犯罪類型と量刑事情の問題について討論・研究を行うとともに、実務に巣立つ直前の修習生のために教官がはなむけの言葉を贈っている。

後期修習で実施される問題研究は、いずれも前期に比べてより実務的なテーマを取り上げているため、実務修習の成果がよく現れており、個

々の修習生の成長ぶりがよく分かる。

(5) 模擬裁判（1回・4単位）

刑事三教科の共通科目として行われている。傷害被告事件の刑事模擬裁判記録に基づき、各クラスごとに修習生からスタッフを選出して各教室（2クラスは法廷教室を利用）において模擬裁判を実施し、その後、刑事裁判、検察、刑事弁護の各教官が講評を行っている。修習生は、それぞれの役割に応じて周到な準備を行い、証人尋問にも熱心に取り組んでおり、刑事裁判修習の総仕上げにふさわしいカリキュラムといえよう。

(6) 刑事裁判教官室担当セミナー

ア 刑事上訴セミナー（3回）

刑事控訴及び刑事上告の手続について、岡田雄一氏（東京高裁判事）及び大谷直人教官を講師として講義が行われた。

イ 令状関係セミナー（3回）

あらかじめ配布した令状実務に関する事例問題に基づいて、担当教官が修習生に質問する形式の講義を行っている。

ウ 事実認定論（2回）

石丸俊彦氏（元東京高裁判事、弁護士）を講師として、供述心理又は情況証拠など、事実認定に関連する問題点について講義が行われた。

エ 精神医学（2回）

風祭元氏（東京都立松沢病院長）を講師として、「刑事裁判と精神鑑定」と題して、精神鑑定に関する基礎的事項について講義が行われた。

オ 憲法セミナー（1回）

富越和厚氏（東京地裁判事）を講師として、非嫡出子の相続規定に関する憲法判例を題材に、修習生による討論を行い、憲法訴訟の問題点について研究を行った。

### 第3 刑事裁判修習の展望

本年は戦後の新しい裁判制度が発足して満50年、節目の年である。司法研修所もこれと同時に半世紀にわたる長い歴史を歩んできた。この間、関係者の努力により、刑事裁判修習のカリキュラムも、時代・環境の変化、要請に応じてその都度改善が加えられ、今日に至っている。しかし、近年、刑事裁判を取り巻く状況は、犯罪現象を含めて大きく変化してきており、また、刑事裁判自体も、我が国社会の著しい情報化、国際化に十分対応できているのか、法秩序の維持と人権の擁護という国民の期待によく応え得ているのかなど、あらゆる角度から検討をせまられている。折しも裁判の担い手を含む有為な人材をいかにして法曹界に確保し、これをどのようにして養成していくべきか等をめぐって、熱い論議が交わされ、司法試験制度の改革を含む法曹養成制度の見直しが進められているところである。刑事裁判修習のカリキュラムも、具体的事件を素材とし、刑事裁判実務に関する基礎的な知識・技能を修得させ、法曹に求められる高い識見を得させるという基本理念を堅持しつつ、これに加えて、これからの法曹に要求されるであろう時代の動きに即応できる柔軟な能力、全く新しい形の事件にも的確に対処できる応用能力を修得させるカリキュラムが重要になってきたように思われる。我々は、現行のカリキュラムに甘んじてこれを漫然と墨守することなく、その時々々の社会の動き、時代の要請を敏感につかみ取り、これをカリキュラムに反映させていく工夫と努力を怠ってはならない。そこで、新しい時代を展望しながら、刑事裁判修習の目指すべき方向を模索してみると、当面の課題として、次のような問題点を指摘することができるであろう。

第1に、将来、刑事裁判に関与する者としての社会的使命の自覚・心構えに関する研修の重要性が増すのではなかろうか。価値観が多様化、複雑化すればするほど、裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場の違いから、裁判を共に支えるという共通認識が希薄化するのではないかと危惧される。前述したとおり、刑事裁判修習が我が国の刑事司法制度に関与する法曹を養成する

教育である以上、共通の職業意識（プロフェッショナリズム）について、法曹の先達の経験を尋ね、これを拠り所にした研修を行うことは有益であると思われる。

第2に、教育手法の合理化、効率化が挙げられる。すなわち、既に行っているようなビデオ化した教材の放映のほか、最近のOA機器の発達にかんがみ、今後とも、パソコンその他の教材を活用するなど、より分かりやすい講義を効果的に実施するための手法を探求していく必要があるだろう。

第3に、より効果的、効率的なカリキュラムへの改善を図る必要があるだろう。既に、刑事三教官室共通のカリキュラムとして交互尋問（前期）と模擬裁判（後期）が実施されているが、そのほかにも、内容的に関連するテーマのカリキュラムについては、教官室間で適宜連絡を取り合うなどして、各科目の独自性を維持しつつ、より有機的かつ効率的なカリキュラム編成を行うための方策を検討していきたい。

第4に、修習生の修習意欲を高めるものとして、討論型・参加型の授業やセミナーを実施していることは前述したとおりであるが、この種の授業やセミナーを更に拡充していくことも必要であろう。